

川崎市交通局共同企業体取扱要綱

令和 5 年 4 月 1 日

川交経第 1 0 6 9 号

川崎市交通局が発注する建築工事において、共同企業体の取扱いについては、川崎市共同企業体取扱要綱の規定を準用する。この場合において、同要綱中「本市」とあるのは「交通局」と、「市長」若しくは「財政局長」とあるのは「交通局長」と、「川崎市長」とあるのは「川崎市交通局長」と、「川崎市」とあるのは「川崎市交通局」に読替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市交通局共同企業体取扱要綱の廃止)

2 川崎市交通局共同企業体取扱要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日川交経第 4 3 9 号）は、廃止する。